

ものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主につては、当該指定した日が「当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。」とあるのは「当該事業主が指定した日」とする。

4| 平成三十年七月豪雨被災関係事業主が行う平成三十年七月豪雨に際し岐阜県、京都府、兵庫県、島根県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県又は福岡県の区域内に所在する事業所における第二百二条の三第一項第三号イに規定する対象被保険者の休業については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業に係る同号の規定により対象被保険者に支払った手当の額に相当する額として算定した額の三分の一(中小企業事業主にあつては、五分の四)の額(その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額)を支給するものとする。

5| 平成三十年七月豪雨に際し岐阜県、京都府、兵庫県、島根県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県又は福岡県の区域内に所在する事業所における第二百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「百日」とあるのは、「三百日」とする。

6| 前各項の規定は、平成三十年七月豪雨特例対象期間の初日から起算して六ヶ月の期間内に、別の対象期間の初日がある場合には、当該別の対象期間については、適用しない。

第十五条の四の三 (略) (労働移動支援助成金に関する暫定措置)

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、平成三十年七月五日以降に開始した同令第二百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用する。

告 示

○国税庁告示第十九号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令(平成三十年政令第二百十一号)第一条(特定非常災害の指定)の規定により特定非常災害として指定された平成三十年七月豪雨による災害に關し、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の第五項(納稅義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例)の規定に基づき国税庁長官が平成三十年七月豪雨による災害の状況及び平成三十年七月豪雨による災害に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第一条(災害等による期限の延長)の規定による申告に關する期限の延長の状況を勘案して別に定める日は、国税通則法施行令(昭和三十七年政令第二百三十五号)第三条第四項(災害等による期限の延長)の規定の適用を受けた事業者(同条第三項の規定の適用を受けたものを除く。)については岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件(平成三十年国税庁告示第十八号)に規定する別途国税庁告示で定める期日(以下「指定期日」という。)とし、同条第二項の規定の適用を受けた事業者については同項の規定に基づき税務署長が指定した日とし、これらの事業者でないものについては指定期日を勘案して別途国税庁告示で定める日とする。

平成三十年七月二十五日

○経済産業省告示第五号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令(平成三十年政令第二百十一号)により指定された平成三十年七月豪雨による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のよう指定する。

平成三十年七月二十五日

国税庁長官心得 藤井 健志

平成三十年七月二十五日

経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 中川 雅治

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
フロン正化の使用の合理化及び管	年法律第百十号(昭和二十二年法津第百十号)による災害に關する法律(平成三十一年七月三十日以前にその効力を失うも一月を有する者)	平成三十年十一月三十日

